

## 5 静岡県の地域資源の活用と新しい価値の創造によるものづくりの振興に関する条例（一流のものづくり・ものづかい振興条例）

静岡県は、豊かな水や森林等の資源に恵まれ、また、東西の大都市圏の中間的な位置にあることから、人・技・物が活発に交流し、これらが融合したことによって地域独自の潜在力である「場の力」が蓄積されてきた。

この「場の力」を活かして、本県には、進取の気質と報徳の精神を備えた多くの企業家が生まれ、その結果、「ものづくり」は、本県経済の発展と県民生活の向上に大きく寄与してきた。

現在、世界経済は、経済成長を続ける新興国の台頭や環境問題への対応など、新しい枠組みや価値観への転換期にあり、「ものづくり」を取り巻く状況は、大きく変わりつつある。

このような時に、本県のものづくり産業が引き続き発展していくためには、「ものづくり」に携わる人たちが、地域の優れた人・技・物等の資源を新しい視点で組み合わせ活用する「一流のものづかい」と、人々のニーズを的確に捉えた、新しい価値を持つ商品やサービスを生む「一流のものづくり」を実践していくことが重要である。

「一流のものづくり」と「一流のものづかい」ができる人材が育つことにより、本県の「場の力」が持続的に高まり、産業の発展や交流人口の増加につながっていく。

こうした認識の下に、県、ものづくり事業者、関係団体及び県民が、共に力を合わせて、ものづくり産業の発展を支えることにより、本県経済の発展及び県民の豊かな暮らしの実現に寄与するため、この条例を制定する。

（目的）

**第1条** この条例は、本県の「ものづくり」の振興について、基本理念を定め、県、ものづくり事業者、関係団体及び県民の役割等を明らかにし、並びに「ものづくり」の振興に関する施策の基本方針等を定めることにより、「ものづくり」の振興に関する施策を計画的に推進することで、「一流のものづくり」及び「一流のものづかい」に積極的に取り組む気運を醸成し、もって本県経済の発展及び県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「ものづくり」とは、工業製品等の設計及び製造、農林水産物の生産、サービスの提供等を通じ、有形又は無形の価値を創造する事業をいう。

2 この条例において「ものづくり産業」とは、「ものづくり」が属する業種をいい、「ものづくり事業者」とは、「ものづくり」を行う者をいう。

3 この条例において「関係団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合その他のものづくり事業者の活動を支援する団体をいう。

(基本理念)

**第3条** 「ものづくり」の振興は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

(1) 企業家精神が社会の発展を促すものであるとの意識が醸成され、ものづくり事業者の自主的かつ創造的な取組が喚起されること。

(2) 地域の優れた人・技・物等の資源を新しい視点で組み合わせて活用する「一流のものづくり」及び人々のニーズを的確に捉えた、従来の商品にない機能、デザイン、効用、販売方式等の新しい価値を持つ商品及びサービスを生む「一流のものづくり」が推進されること。

(3) 「一流のものづくり」及び「一流のものづくり」ができる人材が育つことにより、本県の「場の力」が持続的に高められること。

(県の役割)

**第4条** 県は、基本理念にのっとり、「ものづくり」の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、「ものづくり」の振興に関する施策を推進するに当たり、国、市町、関係団体等との積極的な連携に努めるとともに、ものづくり事業者と大学等の教育研究を行う機関、関係団体等との密接な連携が図られるよう努めるものとする。

3 県は、「ものづくり」の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(ものづくり事業者の役割)

**第5条** ものづくり事業者は、その事業活動を行うに当たり、自らが「一流のものづくり」及び「一流のものづかい」を実践する主体であることを認識し、基本理念の実現に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

**第6条** 関係団体は、その活動を行うに当たり、基本理念の実現に向け、ものづくり事業者の支援に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の協力)

**第7条** 県民は、「ものづくり」の振興についての関心と理解を深めるとともに、ものづくり事業者が生産又は提供する商品及びサービスを積極的に利用することにより、基本理念の実現に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

**第8条** 県は、次に掲げる基本方針に基づき、「ものづくり」の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) ものづくり事業者の新たな事業分野への進出を支援すること。
- (2) 農商工等連携（農林漁業者と商工業者等との間での連携をいう。）、産学官連携その他の多様な連携を推進すること。
- (3) 6次産業化の取組（1次産業と2次産業又は3次産業との融合を図る取組をいう。）を支援すること。
- (4) 将来において成長発展が期待される分野の事業者の県内への誘致を推進すること。
- (5) 知的財産の創造、保護及び活用を促進すること。
- (6) ものづくり事業者の生産又は販売の効率化等の経営の革新を支援すること。
- (7) 「ものづくり」に挑戦しやすい環境を整えるため、創業への支援、資金供給の確保その他の必要な支援をすること。
- (8) ものづくり事業者の販路拡大の取組を支援すること。
- (9) 県内において生産される商品のブランド化を推進すること。
- (10) 「ものづくり」を担う人材を育成すること。
- (11) 地域資源の活用及び地産地消に取り組む気運を醸成すること。

(施策の実施計画の策定)

- 第9条** 知事は、「ものづくり」の振興に関する施策の計画的な推進を図るため、実施計画を定めるものとする。
- 2 実施計画は、前条各号に掲げる基本方針に基づき実施する施策の具体的な内容、目標となる指標その他の「ものづくり」の振興に関し必要な事項について定めるものとする。
  - 3 知事は、実施計画を定めるに当たっては、広く県民の意見を聴くものとする。
  - 4 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
  - 5 知事は、ものづくり産業をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね5年ごとに実施計画を見直すものとする。
  - 6 第3項及び第4項の規定は、実施計画の変更について準用する。

(ものづくり事業者等の意見の反映)

- 第10条** 知事は、「ものづくり」の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、ものづくり事業者等の意見を当該施策に反映させるよう努めるものとする。

(表彰等)

- 第11条** 知事は、ものづくり事業者の生み出した商品又はサービスが、「ものづくり」の振興に著しく貢献したと認めるときは、その業績を公表し、及び表彰することができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。